

農業改良資金制度の運用について

平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知
改正 平成16年8月1日付け16経営第2274号
改正 平成17年4月1日付け16経営第8448号
改正 平成18年3月30日付け17経営第7254号
改正 平成19年3月30日付け18経営第7232号
改正 平成20年9月3日付け20経営第2944号
改正 平成20年10月1日付け20経営第3518号
改正 平成21年4月1日付け20経営第5376号
改正 平成21年7月1日付け21経営第1533号
改正 平成22年8月13日付け22経営第2388号
改正 令和2年3月30日付け元経営第3174号
最終改正 令和3年3月29日付け元経営第3116号

第1 貸付資格の認定等に当たっての留意すべき事項

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の2の経営局長が別に定める留意すべき事項については、新たな農業部門若しくは加工の事業の開始又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産・販売方式の導入が、別記1を参考に、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善に資するものであるか適切に判断するものとする。

第2 制度の適正かつ効率的な運営について

都道府県及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、普及指導センターにおける技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動に関する指導、融資を行う機関における借受者の経済的状態、投資能力等の把握等関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に發揮できるよう関係機関との連携に努めるものとする。

第3 貸付資格の認定実績の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付資格の認定について、毎年度の貸付資格の認定に係る申請件数及びその認定件数を、当該年度の翌年度の5月末日までに、様式第1号により地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

附 則

この通知は、平成22年10月1日から施行する。

(略)

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3174号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3116号）

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記 1

I 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

II 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わされた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

2 導入する技術・生産方式については以下に例示しているが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(バイテク)

○ 有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善課)

○ 農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

○ 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田における稻の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稻及び稻以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稻以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田において栽培する作物を稻（飼料の用に供するものを除く。）以外のも

のに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稻以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

(環境保全型農業)

- 科学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して科学的に合成された農薬若しくは肥料の使を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(畑 作)

- 畑地における作物の種類の組合せ及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合
- 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 畑地における作物のは種又は植付けから収穫まで（茶にあっては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(果 樹)

- 栽培する果樹への品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畠栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合
- 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(野 菜)

- 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 野菜のは種又は植付けから収穫又は調整までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(花 き)

- 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 花きの生育条件を総合的に調節及び管理する生産方式を導入する場合
- 花きのは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生

産方式を導入する場合

(畜 産)

- 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の使用規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や付加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、都道府県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

- III 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。

様式1号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

○○県知事

○○年度農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について

令和 年度の農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について、農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）第3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 貸付資格の認定に係る申請件数	件
2 1のうち認定件数	件
3 1のうち認定を行わなかった件数	件

内訳

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 経営改善が見込まれる計画ではない。 | 件 |
| ② 資金使途が適切ではない。 | 件 |
| ③ 新技術の導入等のチャレンジ性が認められない。 | 件 |
| ④ 貸付対象者に該当しない。 | 件 |
| ⑤ | 件 |
| ⑥ | 件 |

計 件